

大建第1310-12号  
令和6年11月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大淀町長 辻 本 真 宏

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 大淀町<br>(29442)     |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 土田地区<br>( 土田 )     |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年11月8日<br>(第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- 農林業センサス2020によると、耕地面積は田2.0ha、畑3.0ha、総農家数19軒、地域内の認定農業者0名、認定新規就農者0名、農家の平均年齢は52.1歳、後継者が確保されている農家0軒となっている。高齢化とそれに伴う後継者不足が課題である。
- 農地台帳上は、田が4.6ha、畑が6.3ha、うち農振農用地はないが、意向調査によると、70歳以上の農家が35軒69筆3.0ha、後継者不在の農家が34軒67筆3.0haとなっており、70歳以上で後継者がいない今後10年間で耕作放棄される可能性の高い農家が19軒35筆1.6haある状況である。貸したい売りたいと考えている農家が20軒54筆2.7ha、規模縮小したいと考えている農家は0軒、継続困難・辞めたいと考えている農家は1軒2筆0.1ha、既に耕作放棄している農家が4軒6筆0.4haあり、逆に規模拡大したいと考えている農家は0軒という状況である。総じて、今後耕作放棄される可能性の高い農地が多数あり、それら農地の担い手確保が課題である。
- 鳥獣被害については、イノシシ・サル・シカ他小動物等が出没しており、農家による電柵・ワイヤーメッシュ柵の設置(国補助や町補助を活用)で進入対策しているほか、獣友会による箱罠・くり罠等の設置で捕獲対応している状態であるが、被害は抑えきれていない。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

現在の個々の耕作をベースに、高齢化等により耕作できない農中間管理機構を通じた貸借等により担い手への集積・集約化、新たな担い手の確保を進め、できる限り農地としての維持を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 区域内の農用地等面積                       | 11 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 0 ha  |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 0 ha  |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域のうち農用地区域内の農地はないが、耕作中の水田や栽培中の圃場を農業上の利用がおこなわれる農用地とし、その他の農地については、保全・管理をおこなう農地としていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積・集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者、規模拡大を考えている農業者を中心に農地集積・集約を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の賃貸借は、原則として農地中間管理機構を通じておこない、担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、各種補助事業等も活用し、畦畔除去による区画拡大、用排水路・能動・暗渠の整備など、簡易な基盤整備に向けて検討する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

関係機関とも連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。また、企業の農業参入などを含む新規就農者が営農しやすい相談体制の構築や環境整備を図るなど、確保から定着まで切れ目のない支援に向けた取組をおこなう。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

水稻栽培の植付から収穫に係る作業は、集落内有志による受託を図るとともに、地域内での集落営農組織活動などについて、検討を進める。そのうえで、担いきれない農作業は、JAと連携した委託により、農地の荒廃を未然防止し、農地保全や農地活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                     |           |                                     |             |                          |         |                          |       |                          |      |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|-------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/>            | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出   | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/>            | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

#### 【選択した上記の取組方針】

【①鳥獣被害防止対策】農業者個人による電柵・ワイヤーメッシュ柵、箱罠等での対応を継続するとともに、一団の農地がある場合は国による設置補助を活用し対策をおこなう。

【⑦保全・管理等】現状耕作中の農業者については、可能な限り耕作を維持し、耕作を辞める場合も可能な限り管理を続ける。また、農地中間管理機構を活用し、農地の賃貸借も検討をおこなう。